

公益社団法人大日本農会役員報酬規程

(目的)

第1条 公益社団法人大日本農会の役員（以下「役員」という。）の報酬に関する事項については、定款第28条の規定に基づき次のとおり定める。

(報酬年額)

第2条 役員報酬年額は、次の各号に掲げる役職の理事に対し、それぞれの各号に定める額を上限として、理事会の決議を経て会長が定める。

(1) 会長(代表理事) 960万円以内

(2) 副会長(業務執行理事) 864万円以内

(3) 常務理事(業務執行理事) 816万円以内

*常勤理事(週に3日以上勤務する理事)は、会長・副会長のいずれか及び常務理事の2名とする。

*週の勤務日数を定めた場合は、上限を勤務日数/5とする。

2 支給する役員報酬の総額は、非常勤役員を含め、2,000万円以内とする。

(報酬月額)

第3条 報酬月額は、報酬年額の十二分の一とする。

(支給)

第4条 理事報酬月額を支給日は、その月の16日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。

(支給額の計算)

第5条 月の中で異動が生じた役員はその月に係る理事報酬額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎にして日割計算により計算する。

(非常勤役員の報酬)

第6条 第2条の役員以外の非常勤役員の報酬は、原則として1回当たり10,000円とする。

(その他)

第7条 その他必要な事項については、総会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は平成23年 7月 1日の設立登記の日から施行する。
(平成23年 6月24日付け 23日農発第68号)